

【ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムの内容について】

土浦市高齢福祉課 高齢福祉係
電話 029-826-1111
(内線2479・2480)

対象となる方	65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、健康に不安のある方
費用	所得に応じて、費用の一部を自己負担していただきます。 (詳細については、費用負担表をご覧ください。)
協力員	緊急連絡先として、ご近所の方から2～3名の「協力員」を選んでいただく必要があります。
電話回線	緊急通報システムは、災害等の際も安定してご利用いただけるNTTアナログ回線を推奨しております。NTTアナログ回線以外の電話回線をご利用の方は、高齢福祉課へご相談ください。 NTT回線について、詳しくはNTTフリーダイヤル0120-116-116にお問い合わせください。
申請方法	申請希望の方は、高齢福祉課にご連絡ください。後日、地区担当の在宅介護支援センター職員が調査に伺います。



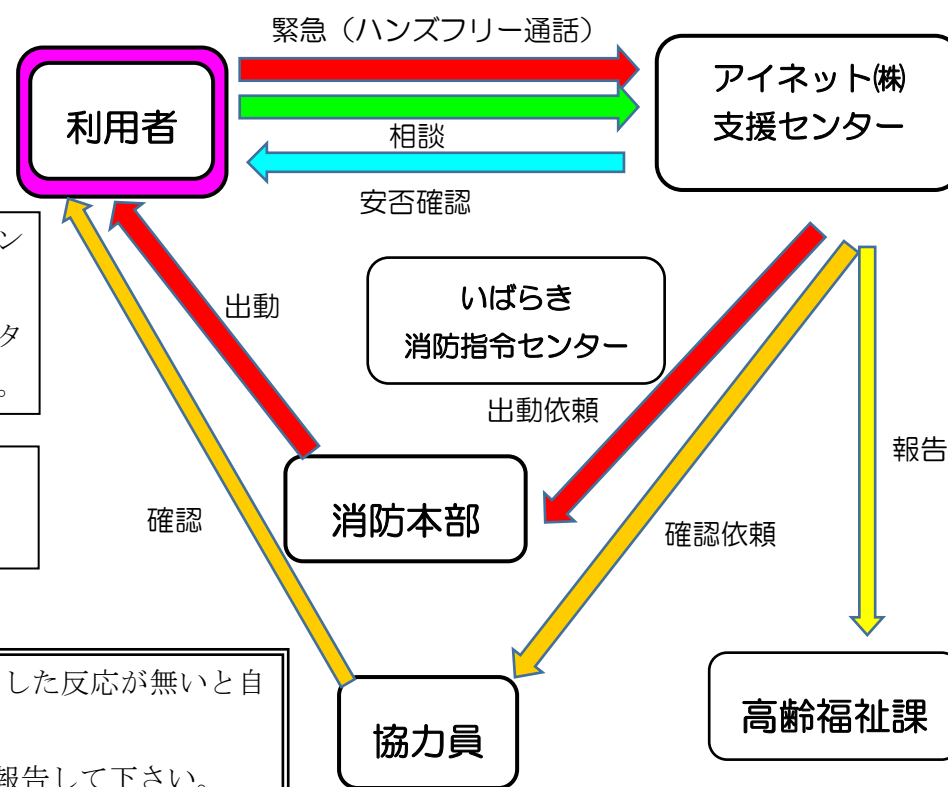
無線ペンダントです。緊急ボタンと同じく、非常時に押して下さい。無線により50メートルくらいまで届きます。非常時に備えて、いつも胸に掛けておきましょう。

体調が悪くなった際や、危険を感じたら、このボタンを押してください。
救急搬送が必要な場合には、アイネット㈱支援センター経由で、いばらき消防指令センターへ連絡します。

何かお困りのことがありましたらこのボタンを押してお待ちください。
アイネット㈱支援センターで看護師等が相談をお受けします。

「生活リズムセンサー」を家の中の1か所に設置し、24時間センサーを通過した反応が無いと自動的にアイネット㈱支援センターに通報されます。

1日以上家を空ける場合は、相談ボタンを押してアイネット㈱支援センターに報告して下さい。



ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業費用負担表

利用者世帯の階層区分	利用者負担額（年額）
A 生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円
B 生計中心者の当該年度市町村民税所得割額が 5,000円以下の世帯	0円
C 生計中心者の当該年度市町村民税所得割額が 5,001円以上25,000円以下の世帯	9,400円
D 生計中心者の当該年度市町村民税所得割額が 25,001円以上50,000円以下の世帯	15,700円
E 生計中心者の当該年度市町村民税所得割額が 50,001円以上100,000円以下の世帯	25,200円
F 生計中心者の当該年度市町村民税所得割額が 100,001円以上150,000円以下の世帯	28,300円
G 生計中心者の当該年度市町村民税所得割額が 150,001円以上の世帯	31,548円

※負担金は前年の所得によって毎年決定し、年2回（9月・3月）に分けてご納付いただきます。

※年度途中で取付・取外をした場合は、月割計算となります。